

『立入禁止エリア』と『スキー場管理区域外』との違いをご存じですか？

■『立入禁止エリア』とは

ゲレンデマップの紫色で示したエリア。規制ポール・ロープ・ネット・看板等で閉鎖しているゲレンデ。スキー場管理区域内で、危険が伴うため立入を禁止している場所を指します。

1. リフト・ゴンドラ等の沿線下
2. 河川・滝・崖・障害物等により危険な箇所
3. 立入、滑走により発生した雪崩等により、他人に被害が及ぶ可能性がある場所
4. 規制ポール・ロープ・ネット・看板等で入口を閉鎖しているゲレンデ、コース

※立入禁止エリアに進入した場合、リフト券没収・当スキー場からの退去・スキー場施設の使用を拒否する場合があります。

■『スキー場管理区域外』とは

スキー場管理区域内からスキー場管理区域の外に出た場所を指し、冬山登山と同等な扱いとなります。

スキー場管理区域外へ出るためには、毛無山山頂に設置された「2箇所のアクセスポイントからのみ可能です」

※少雪時の設置はありません。

1. スキー場管理区域外は、安全管理、規制等は一切行っていません。
2. 雪崩等の事故や遭難が発生した場合、当スキー場パトロールが救助に行くことは一切できません。
3. 発生した事故、遭難に対して当スキー場は一切責任を負いません。
4. スキー場内の安全管理上、スキー場営業時間を過ぎて管理区域内に復帰することは禁止です。
5. アクセスポイント以外からのアクセスは禁止です。

※救助要請は警察を通し、野沢温泉村遭難対策協議会が対応します。 ※救助には高額費用が発生します。

※状況により救助に行けない場合があります。



※スキー場管理区域内には、安全確保のための「規制ポール・ロープ・ネット・看板等」を設置している場所があります。ゲレンデマップと合わせてご確認ください。

